

無線システム普及支援事業費等補助金
高度無線環境整備推進事業
(離島伝送用専用線設備維持管理事業)
実施マニュアル

(第1.6版)

令和7年1月

総務省

総合通信基盤局

【目次】

I	総論	2
1	本マニュアルの位置づけ	2
2	本事業について	2
3	補助事業の全体フロー	3
II	交付申請事務マニュアル	4
1	補助対象地域・補助対象事業者	4
2	補助対象期間	5
3	補助対象範囲・経費	5
4	本事業と他事業を併せて実施する場合	9
5	交付額	9
6	公募及び交付申請書の作成と確認のポイントについて	9
III	交付決定後について	19
1	契約について	19
2	計画変更等について	19
3	差金回収について	20
IV	実績報告事務マニュアル	22
1	実績報告書の作成について	22
2	経理等について	23
V	各総合通信局等の連絡先	32
VI	Q & A	34
	付録：交付要綱様式記載例	37

I 総論

1 本マニュアルの位置づけ

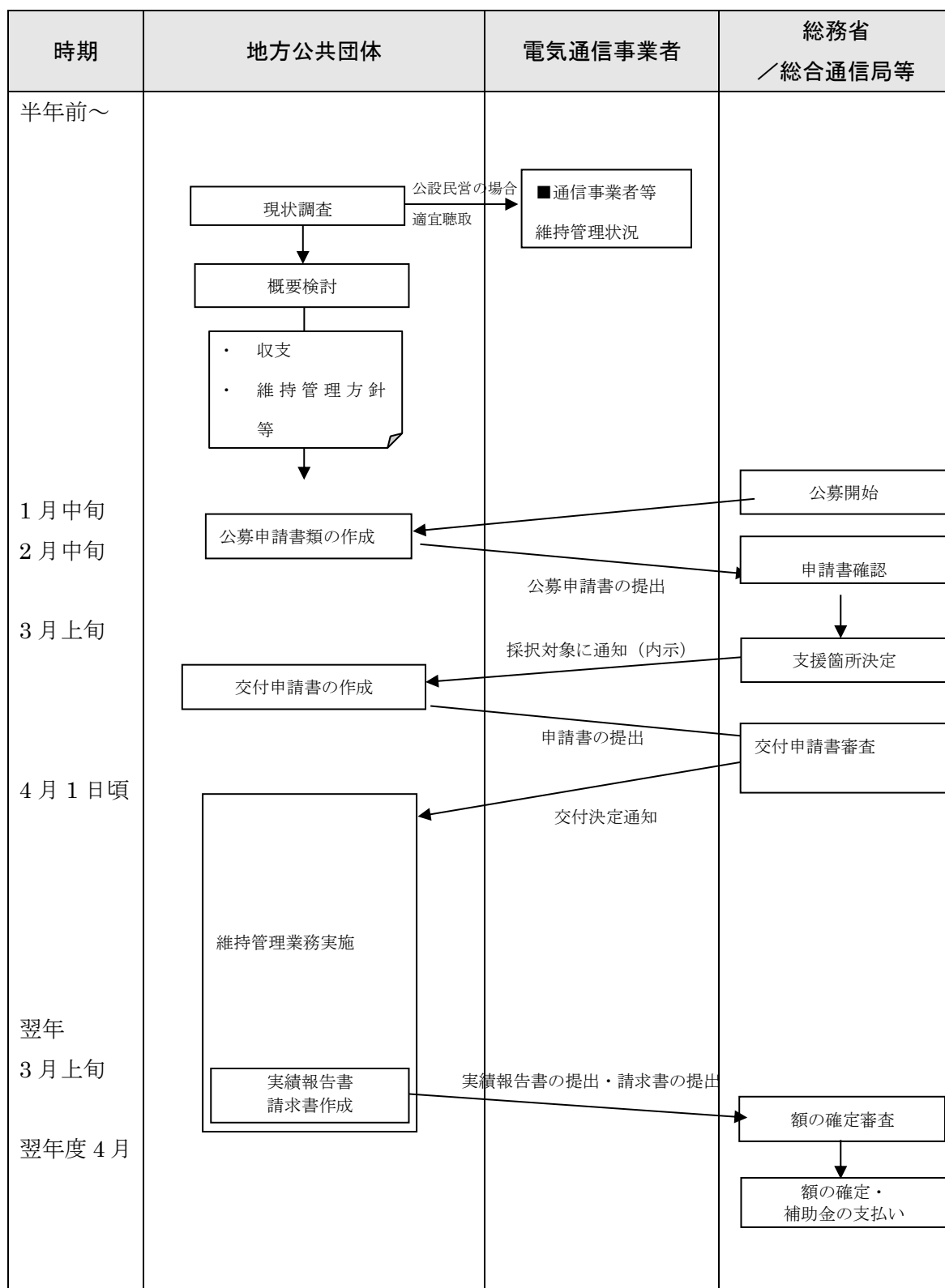
高度無線環境整備推進事業（離島伝送用専用線設備維持管理事業）の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号。以下「交付要綱」という。）によるほか、このマニュアルに基づき実施するものとする。

2 本事業について

地域が抱える課題解決のため、遠隔教育やオンライン診療等を含むデジタル技術やサービスを支える光ファイバの整備を熱望する離島地方公共団体は多いが、島内の光ファイバに加え、海底ケーブルの整備が必要となる上、それら設備の維持管理の負担が大きいことが課題となっている。このため、本事業は、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助するものである。

なお、本事業の計画期間については、令和3年度から令和7年度までである。

3 補助事業の全体フロー



Ⅱ. 交付申請事務マニュアル

1 補助対象地域・補助対象事業者

(1) 補助対象地域

離島伝送用専用線設備維持管理事業は、次に掲げる地域における光ファイバ等の維持管理事業を行うものを対象とする。

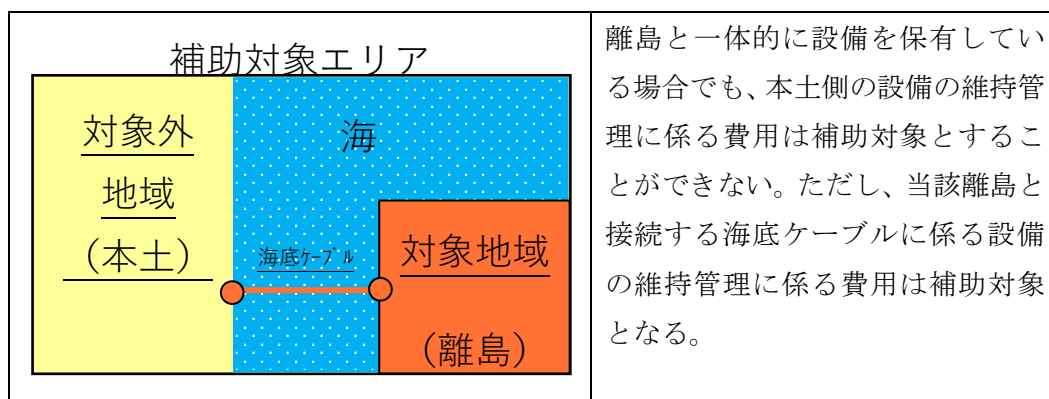
① 離島	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項により指定された「離島振興対策実施地域」に指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄をいう。
------	---

(2) 補助対象事業者

離島伝送用専用線設備維持管理事業における補助対象事業者は、(1)に掲げる離島における公設公営型又は公設民営型による光ファイバを用いた地域住民（法人を含む。）向けのインターネット接続サービスに係る伝送用専用線設備を維持管理する都道府県、市町村又はこれらの連携主体とする。なお、維持管理事業の対象となる設備には離島と本土（又は他の離島）を結ぶ海底ケーブルを含む。また、地方公共団体が海底ケーブルのみを保有している場合で、民間の電気通信事業者がその海底ケーブルと接続して離島内の自社設備（光ファイバ）によりインターネット接続サービスを提供しているときは、その地方公共団体が行う海底ケーブルの維持管理事業については補助対象とする。

サービス提供モデル	スキームイメージ		スキーム概要
公設公営型	公設公営	設備整備・保守 自治体 → サービス提供 → 住民	地方公共団体が光ファイバ等を整備し、設備の保守等維持管理を行うもの。
	公設公営（指定管理者制度）	設備整備（・保守） 自治体 → 管理委託 → 指定管理者 → サービス提供 → 住民	地方公共団体が光ファイバ等を整備し、指定管理者制度を利用して、保守等維持管理・サービス提供を行うもの。
公設民営型	卸電気通信役務	設備整備・保守 自治体 → 設備貸付 → 民間電気通信事業者 → サービス提供 → 住民	電気通信事業者の登録又は届出を行った地方公共団体が、保守等維持管理を行い、他の民間電気通信事業者に対して卸電気通信役務の提供を行うもの。
	IRU	設備整備 自治体 → 設備貸付 → 民間電気通信事業者 → サービス提供 → 住民 民間電気通信事業者 → 設備保守 → 自治体	地方公共団体が、電気通信事業者と長期安定的な使用権に関する契約（IRU契約）を行うことにより、光ファイバ等を心線単位で貸与し、当該事業者が設備の保守等を行うもの。

(3) 補助対象設備の事例



2 補助対象期間

離島伝送用専用線設備維持管理事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）とする。

3 補助対象範囲・経費

(1) 補助対象となる収支項目及び留意点

離島伝送用専用線設備維持管理事業の補助対象となる経費の算定に係る収支項目及び留意点は以下のとおり。

共通	全項目共通	・光ファイバを用いた地域住民（法人を含む。）向けのインターネット接続サービスに係る伝送用専用線設備の維持管理に関するものであること。 ・F T T H等の端末系伝送路等を利用して提供する有線テレビジョン放送、I P告知放送、I P電話等その他のサービスに係る経費は収支から確実に控除すること。

①公設公営

収入	インターネット利用料金	・「利用料金（月額）」欄には、プロバイダ料金を含む月額利用料金を計上すること。 ・「年間のべ契約数」欄には、月別契約数の総和を計上すること。 ・戸建て／集合住宅で料金設定等が異なる場合や、インターネットとCATVセットの割引料金を設定している場合等、項目ごとの利用料金を算定できない場合は、収入額を契約数で除した額（小数点以下切り捨て）を「利用料金（月額）」欄に計上すること。
	余剰芯線等貸付料	・余剰芯線や自治体電柱等の貸付け等に係る収入を計上すること。

支出	指定管理者 納付金	・指定管理者から市町村等に支払われる納付金について計上すること。
	電柱支障移 転補償費等	・電柱支障移転補償費、損害賠償による収入について計上すること。
	保険金	・災害保険金、災害共済金について計上すること。
	特定財源充 当	・特定目的基金からの繰入金、地方財政措置等について計上すること。
	その他補助	・その他他省庁国庫補助、都道府県補助などがあれば計上すること。
	指定管理料	・インターネット接続サービスの提供に係る施設設備の指定管理料のみを計上することとし、有線テレビジョン放送等その他のサービスの提供に係る施設設備（例：IP 告知端末や SIP サーバ）も一括して指定管理者に委託している場合はそれらの経費を確実に控除すること。 ・インターネット接続サービスに係る施設の新規整備・更新・交換に係る業務を委託している場合も、指定管理料を全額計上せず、インターネット接続サービスの提供に係る施設の新規整備・更新・交換に係る業務に係る額を控除した金額を計上すること。
	保守料	・インターネット接続サービスの提供に係る施設設備の保守料のみを計上することとし、有線テレビジョン放送等その他のサービスの提供に係る施設設備（例：IP 告知端末や SIP サーバ）も一括して保守している場合はそれらの経費を確実に控除すること。また、引込線に係る費用についても、確実に控除すること。 ・登録事業者等点検料、電気保安協会点検料、消防施設点検料等の施設点検料についても本項目に計上すること。 ・保守管理業務に専任で携わる職員の人件費（正規職員以外の人件費に限る）については本項目に計上すること（営業活動や指定管理者の一般事務に携わる職員に係る人件費は計上しないこと）。 ※保守契約における保守業務の内容（対象）に、修繕・電柱支障移転に要する内容が含まれ、保守料に修繕・電柱支障移転に要する経費も含む場合は、修繕・電柱支障移転に要する経費を控除した額を本項目に計上すること。その際、控除した経費はそれぞれ、修繕費・電柱支障移転費に計上すること。
	施設利用料	・電柱（電力会社又は電気通信事業者が設置するもの）添架料、管路利用料、コロケーション料等、公設情報通信基盤の設置に要する施設の利用料を計上すること。
	土地賃借料	・公設の情報通信基盤の設置に要する敷地の借り上げに係るものを計上すること。
	電気代	—
	保険料	・損害保険の保険料、災害共済の共済負担金を計上すること。

	上位回線使用料等	・民間ISP事業者とのアクセスポイントまでの専用線等使用料、民間ISP事業者に対して支払う接続料金（いわゆるトランジット料金）及び、電気通信役務等利用料を計上すること。
	電波利用料等	・電波利用料、再免許申請等の申請手数料を計上すること。
	電柱支障移転費	・道路工事、電柱の改修や建て替え、住宅の新改築による敷地変更、交通事故、河川工事、その他災害等に伴う電柱支障移転が原因のケーブル等の張り替え、移設、撤去に伴う経費を計上すること。 ・新規加入世帯の追加や、エリア拡大等のために必要な電柱の移設や新設に係る経費は計上しないこと。 ・引込線に係る費用については、確実に控除すること。
	修繕費	・積雪、台風（強風）、落雷等による倒木、塩害、獣害等による断線、住宅の改築による張り替え、その他の災害等が原因のケーブル等の張り替え、移設、撤去に伴う経費を計上すること。ただし、引込線については対象外とする。 ・インターネット接続サービスの提供に係る施設設備の維持管理に必要な修繕費のみ（資材費を含む）を計上することとし、有線テレビジョン放送等の付加サービスの提供に係る施設設備（例：IP告知端末）の修繕費は計上しないこと。 ・インターネット接続サービスの提供に係る施設設備であっても、 新規整備や更新に係る経費は計上しないこと。 （新規加入世帯のための引込み線整備、クロージャの改修、スプリッタの増設等、I P－B O X内の機器等の定期的に交換を要するものの交換費用は計上しないこと。）

②公設民営

収入	施設貸付料	・インターネット接続サービス用施設（ <u>伝送路・サーバ類等、サービス提供に必要な施設で民間事業者を利用させている施設</u> ）の貸付料収入を計上すること。 ・インターネット接続サービス用施設（ <u>伝送路・サーバ類等、サービス提供に必要な施設で民間事業者を利用させている施設</u> ）を賃貸借契約以外の方法で利用させている場合も、利用の対価としての収入をこの欄に計上すること。
	余剰芯線等貸付料	・余剰芯線や自治体電柱等の貸付け等に係る収入を計上すること。
	電柱支障移転補償費等	・電柱支障移転補償費、損害賠償による収入について計上すること。
	保険金	・災害保険金、災害共済金について計上すること。
	特定財源充	・特定目的基金からの繰入金、地方財政措置等について計上すること。

支 出	当	
	その他補助	・その他他省庁国庫補助、都道府県補助などがあれば計上すること。
	保守料	・インターネット接続サービスの提供に係る施設設備の保守料のみを計上することとし、有線テレビジョン放送等その他のサービスの提供に係る施設設備（例：IP 告知端末や SIP サーバ）も一括して保守している場合はそれらの経費を確実に控除すること。また、引込線に係る費用についても、確実に控除すること。 ・登録事業者等点検料、電気保安協会点検料、消防施設点検料等の施設点検料についても本項目に計上すること。 ・保守管理業務に専任で携わる職員の人件費（正規職員以外の人件費に限る）については本項目に計上すること（営業活動や指定管理者の一般事務に携わる職員に係る人件費は計上しないこと）。 ※保守契約における保守業務の内容（対象）に、修繕・電柱支障移転に要する内容が含まれ、保守料に修繕・電柱支障移転に要する経費も含む場合は、修繕・電柱支障移転に要する経費を控除した額を本項目に計上すること。その際、控除した経費はそれぞれ、修繕費・電柱支障移転費に計上すること。
	施設利用料	・電柱（電力会社又は電気通信事業者が設置するもの）添架料、管路利用料、コロケーション料等、公設情報通信基盤の設置に要する施設の利用料を計上すること。
	土地賃借料	・公設の情報通信基盤の設置に要する敷地の借り上げに係るものを計上すること。
	電気代	—
	保険料	・損害保険の保険料、災害共済の共済負担金を計上すること。
	電柱支障移転費	・道路工事、電柱の改修や建て替え、住宅の新改築による敷地変更、交通事故、河川工事、その他災害等に伴う電柱支障移転が原因のケーブル等の張り替え、移設、撤去に伴う経費を計上すること。 ・新規加入世帯の追加や、エリア拡大等のために必要な電柱の移設や新設に係る経費は計上しないこと。 ・引込線に係る費用については、確実に控除すること。
	修繕費	・積雪、台風（強風）、落雷等による倒木、塩害、獣害等による断線、住宅の改築による張り替え、その他の災害等が原因のケーブル等の張り替え、移設、撤去に伴う経費を計上すること。ただし、引込線については対象外とする。 ・インターネット接続サービスの提供に係る施設設備の維持管理に必要な修繕費のみ（資材費を含む）を計上することとし、有線テレビジョン放送等の付加サービスの提供に係る施設設備（例：IP 告知端末）の修繕費は計上しないこと。 ・インターネット接続サービスの提供に係る施設設備であっても、新規整備

	や更新に係る経費は計上しないこと。 (新規加入世帯のための引込み線整備、クロージャの改修、スプリッタの増設等、I P - B O X内の機器等の定期的に交換を要するものの交換費用は計上しないこと。)
--	---

(2) 補助対象とならない経費等

有線テレビジョン放送を運営している場合、放送部分の収支は補助対象とならない。放送部分の収支は除いて、通信部分のみの収支赤字見込額を算定すること。

4 本事業と他事業を併せて実施する場合

本事業の補助対象設備の維持管理に他省庁の補助事業に係る国庫補助金等を充当する場合は、当該国庫補助金等を収入に計上してもなお生じる収支赤字額が本事業の補助対象経費となる。

なお、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第3条第2号キ(イ)①の伝送用専用線設備復旧事業に係る国庫補助金を受けた場合は、当該復旧事業に係る費目は、本事業の補助対象経費算定から必ず除外すること。

5 交付額

額	対象
補助対象経費の1/2に相当する額	・都道府県、市町村が離島地域内に光ファイバ等、又は当該離島に接続する海底ケーブル等を保有する場合で、その維持管理に係る収支の赤字額

6 公募及び交付申請書の作成と確認のポイントについて

(交付申請にあたっての留意点)

- i 交付申請及びそれに伴う交付決定は補助事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。
- ii 次のような事業は、補助事業に馴染まないため注意が必要
 - ・補助金の額が100万円未満となる事業

(1) 公募申請と交付申請について

本事業では、本申請の前に、公募による申請受付を行うこととしている。

公募の段階にあつては、「公募申請書」と、次の（２）②イからキまでに記載している申請書類の案を提出すること。

公募段階では、公募申請書に基づいて審査を行い、事業採択の内示を行う。採択の内示を受けた地方公共団体を対象として、正式な交付申請書に基づく本申請を受け付けるものとする。

（２）申請書の作成について

① はじめに

ア 申請書（交付要綱様式第１号）は電子メールによる場合は１通、書面による場合は２通（２通ともに押印は不要。）を提出すること。

また、公募申請にあたってはＪグランツ（補助金システム）を利用し提出することも可能である。

イ 交付要綱様式第１号により作成する申請書かがみ、交付要綱様式第１号別紙１第１７、離島情報通信設備維持管理計画、収支赤字見込額計算書等は内容を必ず一致させること。

ウ 本事業以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している場合（予定も含む。）は、補助金と別事業の区分がわかるようにすること。

② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編纂のこと。付録：「交付要綱様式記載例」も参照のこと。

○ 公募時及び交付時の申請書類

ア 公募申請書（公募の段階のみ）

イ 交付申請書（交付要綱様式第１号） （公募時は（案）を付記）

ウ 補助事業の概要及び交付要綱に定める添付書類

（交付要綱様式第１号別紙１第１７）

エ 収支赤字見込額計算書（交付要綱様式第１号の添付書類）（別紙１）

オ 離島情報通信設備維持管理計画（交付要綱様式第１号の添付書類）（別紙２）

カ 契約（予定）内容に関する調査票（別紙３）

キ 連携主体が申請する場合、関係地方公共団体が連携していることを確認できる資料

ク 口座設置届出書

ケ その他参考資料

過去の収入・支出実績及び収支赤字見込額の算定方法を記載した資料。その他必要に応じて総務省から求める資料を提出すること。

（３）収支赤字見込額計算書について

① 作成は申請主体が自ら作成すること。

② 本計算書は補助対象経費算定の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。

- ③ 本計算書は、本章 3. 「交付対象範囲・経費」に記載の収支項目に沿って作成すること。判断が難しい場合は必ず総務省へ確認すること。
- ④ 本計算書の各収支項目の金額（見込額）は、原則、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度から過去 3 年間の実績額の平均に基づき計上すること。（過去の収入・支出実績及び収支赤字見込額の算定方法を記載した資料も提出すること）。
- ⑤ 収入と支出の各項目において、見込額として④で求めた金額から 10%以上の乖離がある額を計上する場合は、増減理由を明記すること。例えば、隔年実施の点検費用などの特殊要因により過去の実績額の平均から乖離した金額を計上することは差し支えない。
- ⑥ 仮に公設で有線テレビジョン放送を運営している場合は、放送部分の収支は除いて通信部分のみの収支赤字見込額を算定すること。
- ⑦（特に海底ケーブルは災害等の影響を受けやすいことから、）災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合であって、交付要綱第 10 条第 1 項に該当する場合は、変更承認申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- ⑧ なお、利用料金が一般的な料金（公設民営の場合は、離島伝送用専用線設備を用いてサービスを提供する事業者が補助対象地域外（本土等）で自社設備を用いて提供している同種サービスの料金、公設公営の場合は次の標準料金（各通信事業者の平均料金））より安価な場合は、一部補助金の補正を行う。

回線速度	標準料金（円）
下り 5Mbps 以下	3,200
下り 5Mbps 超 10Mbps 以下	3,300
下り 10Mbps 超 20Mbps 以下	4,400
下り 20Mbps 超 30Mbps 以下	4,400
下り 30Mbps 超 100Mbps 以下	4,700
下り 100Mbps 超	5,400

（４）離島情報通信設備維持管理計画について

補助金を受けようとする都道府県、市町村又はそれらの連携主体は、目的・必要性、目標・効果、事業概要に関する事項を記載した離島情報通信設備維持管理計画を作成し、申請書と併せて総務大臣へ提出すること。

（５）採択基準について

申請の採択に当たっては、以下の基準により内容を審査のうえ、採択する。ただし、予算の範囲内で実施するため、普通交付税不交付団体、都道府県からの申請は採択を劣後させる場合がある。

- ① 申請内容が交付の対象となりうるか。

- ② 地域活性化や地域の課題解決に資する内容となっているか（例：スマートアイランドに関する取組等の実施）。
- ③ 事業の実施方法等が現実的で適切か。 など

収支赤字見込額計算書（公設公営用）（記載例）

市町村名：〇〇県△△郡◇◇町
件名：令和7年度 無線システム普及支援事業費等補助金（高度無線環境整備推進事業のうち離島伝送用専用線設備維持管理事業）
対象離島：〇〇島
対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

交付対象額	2,860,000 円
補助金申請額	1,430,000 円

【交付対象額の算定方法】
1 経常収支が黒字の場合
経常外収支赤字額と経常収支黒字額を合わせた**実総収支の赤字額**を交付対象額とする(実総収支が黒字の場合は、交付対象額は0円とする。)

2 経常収支が赤字の場合
以下(ア)及び(イ)の合計により求める**標準料金適用後収支の赤字額**を交付対象経費とする。
(ア) 経常収支赤字額と標準料金適用後経常収支赤字額のいずれか低い額(ただし、標準料金適用後経常収支が黒字となる場合は0円とする。)
(イ) 経常外収支赤字額(ただし、経常外収支が黒字の場合は0円とする。)

(単位：円)

項番			収支項目					交付対象・対象外合計		交付対象部分		交付対象外部分	
								金額	備考	金額	備考	金額	備考
I			収入										
	①		経常収入					3,720,000		1,240,000		2,480,000	
		(ア)	インターネット利用料金	利用料金(月額)	年間のべ契約数(離島+本土)	年間のべ契約数(離島)	年間のべ契約数(本土)						
			下り5Mbps以下				0		0		0		
			下り5Mbps超10Mbps以下				0		0		0		
			下り10Mbps超20Mbps以下				0		0		0		
			下り20Mbps超30Mbps以下				0		0		0		
			下り30Mbps超100Mbps以下				0		0		0		
			下り100Mbps超	2,400	300	100	200	720,000	一部交付対象外	240,000	離島分（加入者数按分）	480,000	本土分（加入者数按分）
		(イ)	余剰芯線等貸付料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	特定財源充当(経常支出充当分)					0		0		0	
	②		経常外収入					900,000		300,000		600,000	
		(ア)	電柱支障移転補償費等					0		0		0	
		(イ)	保険金					900,000	一部交付対象外	300,000	離島分（加入者数按分）	600,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	特定財源充当(経常外支出充当分)					0		0		0	
			収入計					4,620,000		1,540,000		3,080,000	
II			支出										
	③		経常支出					6,400,000		3,200,000		3,200,000	
		(ア)	保守料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
		(イ)	施設利用料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	土地賃借料					0		0		0	
		(エ)	電気代					0		0		0	
		(オ)	保険料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
		(カ)	上位回線使用料等					1,600,000		1,600,000		0	
		(キ)	電波利用料等					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
	④		経常外支出					1,500,000		1,500,000		0	
		(ア)	電柱支障移転費					0		0		0	
		(イ)	修繕費					1,500,000		1,500,000		0	
			支出計					7,900,000		4,700,000		3,200,000	
収支			経常収支額					-2,680,000		-1,960,000		-720,000	
			標準料金適用後経常収支額					—		-1,660,000		—	
			経常外収支額					-600,000		-1,200,000		600,000	
			実総収支額					-3,280,000		-3,160,000		-120,000	
			標準料金適用後収支額					—		-2,860,000		—	

◎各収支項目の金額(見込額)は、原則、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度から過去3年間の実績額の平均に基づき計上すること。(過去の収入・支出実績及び収支赤字見込額の算定方法を記載した資料も提出すること)。

◎左記のフォーマットを参考に作成すること。

◎項目の追加は行わないこと。

●公設でケーブルテレビを運営している場合の放送部分に係る収支や一部離島を有する市町村における本土に係る収支については、交付対象外部分に計上すること。

●「全体の額」と「交付対象部分」と「交付対象外部分」の合算額が一致しているか確認すること。

●備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

●按分の結果、金額に小数点が発生する場合には、交付対象部分は切り捨て、交付対象外部分は切り上げて計算すること。

利用料金が市町村収入の場合

収支赤字見込額計算書（公設公営・指定管理事業用）（記載例）

市町村名：〇〇県△△郡◇◇町
件名：令和7年度 無線システム普及支援事業費等補助金（高度無線環境整備推進事業のうち離島伝送用専用線設備維持管理事業）
対象離島：〇〇島
対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

交付対象額 3,860,000 円
補助金申請額 1,930,000 円

項番			収支項目					交付対象・対象外合計		交付対象部分		交付対象外部分	
								金額	備考	金額	備考	金額	備考
I			収入										
	①		経常収入					3,720,000		1,240,000		2,480,000	
		(ア)	インターネット利用料金	利用料金(月額)	年間のべ契約数(離島+本土)	年間のべ契約数(離島)	年間のべ契約数(本土)						
			下り5Mbps以下					0		0		0	
			下り5Mbps超10Mbps以下					0		0		0	
			下り10Mbps超20Mbps以下					0		0		0	
			下り20Mbps超30Mbps以下					0		0		0	
			下り30Mbps超100Mbps以下					0		0		0	
			下り100Mbps超	2,400	300	100	200	720,000	一部交付対象外	240,000	離島分（加入者数按分）	480,000	本土分（加入者数按分）
		(イ)	余剰芯線等貸付料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	指定管理者納付金										
		(エ)	特定財源充当(経常支出充当分)					0		0		0	
	②		経常外収入					900,000		300,000		600,000	
		(ア)	電柱支障移転補償費等					0		0		0	
		(イ)	保険金					900,000	一部交付対象外	300,000	離島分（加入者数按分）	600,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	特定財源充当(経常外支出充当分)					0		0		0	
			収入計					4,620,000		1,540,000		3,080,000	
II			支出										
	③		経常支出					9,400,000		4,200,000		5,200,000	
		(ア)	指定管理料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
		(イ)	保守料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	施設利用料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(エ)	土地賃借料					0		0		0	
		(オ)	電気代					0		0		0	
		(カ)	保険料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
		(キ)	上位回線使用料等					1,600,000		1,600,000		0	
		(ク)	電波利用料等					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
	④		経常外支出					1,500,000		1,500,000		0	
		(ア)	電柱支障移転費					0		0		0	
		(イ)	修繕費					1,500,000		1,500,000		0	
			支出計					10,900,000		5,700,000		5,200,000	
収支			経常収支額					-5,680,000		-2,960,000		-2,720,000	
			標準料金適用後経常収支額					-		-2,660,000		-	
			経常外収支額					-600,000		-1,200,000		600,000	
			実総収支額					-6,280,000		-4,160,000		-2,120,000	
			標準料金適用後収支額					-		-3,860,000		-	

【交付対象額の算定方法】
1 経常収支が黒字の場合
経常外収支赤字額と経常収支黒字額を合わせた**実総収支の赤字額**を交付対象額とする(実総収支が黒字の場合は、交付対象額は0円とする。)。
2 経常収支が赤字の場合
以下(ア)及び(イ)の合計により求める**標準料金適用後収支の赤字額**を交付対象経費とする。
(ア) 経常収支赤字額と標準料金適用後経常収支赤字額のいずれか低い額(ただし、標準料金適用後経常収支が黒字となる場合は0円とする。)
(イ) 経常外収支赤字額(ただし、経常外収支が黒字の場合は0円とする。)

◎各収支項目の金額(見込額)は、原則、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度から過去3年間の実績額の平均に基づき計上すること。(過去の収入・支出実績及び収支赤字見込額の算定方法を記載した資料も提出すること)。

◎左記のフォーマットを参考に作成すること。

◎項目の追加は行わないこと。

●公設でケーブルテレビを運営している場合の放送部分に係る収支や一部離島を有する市町村における本土に係る収支については、交付対象外部分に計上すること。

●「全体の額」と「交付対象部分」と「交付対象外部分」の合算額が一致しているか確認すること。

●備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

●按分の結果、金額に小数点が発生する場合には、交付対象部分は切り捨て、交付対象外部分は切り上げて計算すること。

利用料金が指定管理者収入の場合

収支赤字見込額計算書（公設公営・指定管理事業用）（記載例）

市町村名：〇〇県△△郡◇◇町
件名：令和7年度 無線システム普及支援事業費等補助金（高度無線環境整備推進事業のうち離島伝送用専用線設備維持管理事業）
対象離島：〇〇島
対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

交付対象額	4,100,000 円
補助金申請額	2,050,000 円

【交付対象額の算定方法】
1 経常収支が黒字の場合
経常外収支赤字額と経常収支黒字額を合わせた**実総収支の赤字額**を交付対象額とする（実総収支が黒字の場合は、交付対象額は0円とする。）。

2 経常収支が赤字の場合
以下(ア)及び(イ)の合計により求める**標準料金適用後収支の赤字額**を交付対象経費とする。
(ア) 経常収支赤字額と標準料金適用後経常収支赤字額のいずれか低い額
（ただし、標準料金適用後経常収支が黒字となる場合は0円とする。）
(イ) 経常外収支赤字額（ただし、経常外収支が黒字の場合は0円とする。）

項番			収支項目					交付対象・対象外合計		交付対象部分		交付対象外部分	
								金額	備考	金額	備考	金額	備考
I			収入										
	①		経常収入					3,000,000		1,000,000		2,000,000	
		(ア)	インターネット利用料金	利用料金(月額)	年間のべ契約数(離島+本土)	年間のべ契約数(離島)	年間のべ契約数(本土)						
			下り5Mbps以下					0		0		0	
			下り5Mbps超10Mbps以下					0		0		0	
			下り10Mbps超20Mbps以下					0		0		0	
			下り20Mbps超30Mbps以下					0		0		0	
			下り30Mbps超100Mbps以下					0		0		0	
			下り100Mbps超	2,400	300	100	200	900,000		300,000		600,000	
		(イ)	余剰芯線等賃付料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	指定管理者納付金										
		(エ)	特定財源充当(経常支出充当分)					0		0		0	
	②		経常外収入					900,000		300,000		600,000	
		(ア)	電柱支障移転補償費等					0		0		0	
		(イ)	保険金					900,000	一部交付対象外	300,000	離島分（加入者数按分）	600,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	特定財源充当(経常外支出充当分)					0		0		0	
			収入計					3,900,000		1,300,000		2,600,000	
II			支出										
	③		経常支出					9,400,000		4,200,000		5,200,000	
		(ア)	指定管理料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
		(イ)	保守料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	施設利用料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(エ)	土地賃借料					0		0		0	
		(オ)	電気代					0		0		0	
		(カ)	保険料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
		(キ)	上位回線使用料等					1,600,000		1,600,000		0	
		(ク)	電波利用料等					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
	④		経常外支出					1,500,000		1,500,000		0	
		(ア)	電柱支障移転費					0		0		0	
		(イ)	修繕費					1,500,000		1,500,000		0	
			支出計					10,900,000		5,700,000		5,200,000	
収支			経常収支額 ※インターネット利用料金収入を収支計算に含まない。					-6,400,000		-3,200,000		-3,200,000	
			標準料金適用後経常収支額					—		-2,900,000		—	
			経常外収支額					-600,000		-1,200,000		600,000	
			実総収支額					-7,000,000		-4,400,000		-2,600,000	
			標準料金適用後収支額					—		-4,100,000		—	

◎各収支項目の金額(見込額)は、原則、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度から過去3年間の実績額の平均に基づき計上すること。(過去の収入・支出実績及び収支赤字見込額の算定方法を記載した資料も提出すること)。

◎左記のフォーマットを参考に作成すること。

◎項目の追加は行わないこと。

●利用料金が指定管理者の収入(利用料金制)の場合は、指定管理者が実際に徴収している利用料金と年間のべ契約数を入力すること。

●公設でケーブルテレビを運営している場合の放送部分に係る収支や一部離島を有する市町村における本土に係る収支については、交付対象外部分に計上すること。

●「全体の額」と「交付対象部分」と「交付対象外部分」の合算額が一致しているか確認すること。

●備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

●按分の結果、金額に小数分は切り捨て、交付対象外部分は切り上げて計算すること。点が発生する場合には、交付対象部

収支赤字見込額計算書（公設民営用）（記載例）

市町村名：〇〇県△△郡◇◇町
件名：令和7年度 無線システム普及支援事業費等補助金（高度無線環境整備推進事業のうち離島伝送用専用線設備維持管理事業）
対象離島：〇〇島
対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

交付対象額	1,900,000 円
補助金申請額	950,000 円

【交付対象額の算定方法】
1 経常収支が黒字の場合
経常外収支赤字額と経常収支黒字額を合わせた**実総収支の赤字額**を交付対象額とする（実総収支が黒字の場合は、交付対象額は0円とする。）。

2 経常収支が赤字の場合
以下(ア)及び(イ)の合計により求める**通常料金適用後収支の赤字額**を交付対象経費とする。
(ア) 経常収支赤字額と運営委託事業者の通常料金適用後経常収支赤字額のいずれか低い額（ただし、通常料金適用後経常収支が黒字となる場合は0円とする。）
(イ) 経常外収支赤字額(ただし、経常外収支が黒字の場合は0円とする。)

項番			収支項目	交付対象・対象外合計		交付対象部分		交付対象外部分	
				金額	備考	金額	備考	金額	備考
I			収入						
	①		経常収入	3,300,000		1,100,000		2,200,000	
		(ア)	施設貸付料	300,000	一部交付対象外	100,000	離島分（加入者数按分）	200,000	本土分（加入者数按分）
		(イ)	余剰芯線等貸付料	3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	特定財源充当(経常支出充当分)	0		0		0	
	②		経常外収入	300,000		100,000		200,000	
		(ア)	電柱支障移転補償費等	0		0		0	
		(イ)	保険金	300,000	一部交付対象外	100,000	離島分（加入者数按分）	200,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	特定財源充当(経常外支出充当分)	0		0		0	
			収入計	3,600,000		1,200,000		2,400,000	
II			支出						
	③		経常支出	3,600,000		1,200,000		2,400,000	
		(ア)	保守料	3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(イ)	施設利用料	0		0		0	
		(ウ)	土地賃借料	0		0		0	
		(エ)	電気代	0		0		0	
		(オ)	保険料	600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
	④		経常外支出	2,000,000		2,000,000		0	
		(ア)	電柱支障移転費	0		0		0	
		(イ)	修繕費	2,000,000		2,000,000		0	
			支出計	5,600,000		3,200,000		2,400,000	
収支			経常収支額	-300,000		-100,000		-200,000	
			通常料金適用後経常収支額	—		860,000		—	
			経常外収支額	-1,700,000		-1,900,000		200,000	
			実総収支額	-2,000,000		-2,000,000		0	
			通常料金適用後収支額	—		-1,900,000		—	

◎各収支項目の金額(見込額)は、原則、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度から過去3年間の実績額の平均に基づき計上すること。(過去の収入・支出実績及び収支赤字見込額の算定方法を記載した資料も提出すること)。

◎左記のフォーマットを参考に作成すること。

◎項目の追加は行わないこと。

●公設でケーブルテレビを運営している場合の放送部分に係る収支や一部離島を有する市町村における本土に係る収支については、交付対象外部分に計上すること。

●備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

●「全体の額」と「交付対象部分」と「交付対象外部分」の合算額が一致しているか確認すること。

●按分の結果、金額に小数点が発生する場合には、交付対象部分は切り捨て、交付対象外部分は切り上げて計算すること。

〇〇県〇〇市 離島情報通信設備維持管理計画

1. 離島情報通信設備維持管理事業に係る目的・必要性
※地域の上位計画等との整合性を図りつつ、離島の情報通信設備を維持管理する目的・必要性を記載ください。
2. 離島情報通信設備維持管理事業の目標・効果
(1)事業目標
※1. の目的の達成状況などを計る定量的な目標を設定してください。把握されていれば、現状についても参考として記載ください。
(2)期待される効果
※情報通信設備を維持管理することにより、期待される状況・効果を記載ください。 ※維持管理を行う情報通信設備を活用してスマートアイランドに関する取組等を実施する場合は、その取組の概要及び効果を記載してください。
3. 目標を達成するために行う維持管理事業の概要
(1)維持管理を行う情報通信設備(島名、地域、区間)
①離島内ネットワーク ・線路設備 ・局舎施設 ②海底ケーブル ・陸揚げ地点 ・陸揚げ局 ※地方公共団体が維持管理する(補助対象となる離島内設備及び海底ケーブルの)情報通信設備が所在する島名、地域、区間を記載ください。
(2)具体的な維持管理方法

※補助対象年度に実施を予定している維持管理方法を具体的に記載ください。情報通信設備の管理運営を民間事業者等の外部委託している場合は、その旨も記載ください。
4. その他
(1)料金体系(ブロードバンド料金)
※利用者向けの料金体系を記載ください。公設民営の場合は、通常料金(運営を委託する事業者が補助対象地域外(本土等)で自社設備を用いて提供している同種サービスの料金(HP 等で公表しているもの))も参考までに記載ください。
(2)その他維持管理に係る特記事項
※維持管理関係の特記事項があれば記載ください。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所)

(所属)

(氏名)

(電話)

(email)

(留意事項)

- ✓ 本様式はあくまで参考です。上記内容等が記載されていれば、この様式によらなくても差し支えありません。
- ✓ 各記載項目について、別途の資料を利用される場合は、「別添〇〇のとおり」等として頂いても問題ありません。

【契約（予定）内容に関する調査票】（記載例）

補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額 （円）	うち補助対 象外見積額 （円） （注5）	随意契約を 行う根拠 （地方自治 法）（注6）	随意契約の 理由 （注6）
1	令和〇年度〇〇市△△地区 伝送路設備保守契約	保守契約	随意契約	1	67,890,123	8,765,432	地方自治法 施行令第167 条の2第〇 号	※具体的な 理由を記載 して下さい。
合計					67,890,123	8,765,432		

注1 「契約の形態」は、「一般競争入札」、「指名競争入札」又は「随意契約」のいずれかを記入。

注2 「見積者数」は、事業費を算出するにあたり、見積りを取った者数を記入。

注3 「見積額」は、見積りにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注4 随意契約は、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合に限りできるものである。

注5 契約において、補助対象外の経費が含まれていれば、その金額を記入。

注6 随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

Ⅲ 交付決定後について

1 契約について

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の契約形態については、地方自治法第234条、同法施行令第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札、限定的に指名競争入札または随意契約とすることとなっている。

なお、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。（Ⅲ6「契約予定内容に関する調査票（別紙3）」に契約内容及び方法について記載すること。）

2 計画変更等について

（1）計画変更承認

次のように事業内容を変更するときは総務省の承認が必要です。

- ・当初の交付決定の目的（申請書記載の補助事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。
- ・補助対象経費が増加するもの。

なお、交付要綱様式第4号による変更承認申請及び変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を提出すること。

（2）軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は以下に例示する資料を作成し、総務省に確認を取ること。また、実績報告の際にも同様の書類の添付を確認すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

- ・変更理由書
- ・申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
- ・見積書については申請時と変更後の相違表（別紙4－2支出総括表差異表参照）

なお、軽微な変更として認められる事例及び認められない事例については以下のとおり。

○認められる事例（目的の変更を伴わない場合に限る）

- ・新規加入や解約によるインターネットサービスの利用者の増減
- ・突発的に発生した電柱の支障移転

○軽微な変更として認められない事例

- ・離島情報通信設備維持管理計画の変更（変更の内容によっては軽微な変更と認める場合もある）

(3) 事業の中止、廃止について

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

(4) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条、帰すことのできない場合には同法第10条により取り消すことがある。

3 差金回収について

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

(1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の補助事業者に対しては、必要に応じて別紙様式により入札差金の調査を行う場合がある。

また、交付要綱第12条に基づき補助事業の遂行及び収支の状況について調査を行うこともあるので留意すること。

(2) 採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申出書の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出する。

② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

【契約内容に関する調査票】（ 月 月末時点）

（ 補助金 ）

団体名：

・令和〇年度高度無線環境整備推進事業を行うに当たって締結した、またはする予定の契約について各契約ごとに記入してください。
契約全体が単独事業であるものについては記入不要です。
行が不足する場合は、適宜、追加してください。

番号	(仮)契約日	契約名	契約の内容	契約の形態	申請時の 事業費(円)	契約状況((a)~(c)のうち、いずれか該当する欄に金額を記入)			契約見込額(円)
						(a)契約済額(円)	(b)契約予定額(円)	(c)見積額(円)	(b)+(c)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
計						0	0	0	0

注1 「(仮)契約日」は、(仮)契約が締結済のもののみ記入してください。
注2 「契約名」、「契約の内容」、「契約の形態」については、交付申請時に添付した【契約予定内容に関する調査票】を参考に記入してください。
注3 「契約状況」は、調査時点で契約締結済みのものはその実績額を「(a)契約済額」欄に、仮契約段階のものは契約予定額を「(b)契約予定額」欄に、
契約未了のものについては見積額を「(c)見積額」欄に記入してください。
また、契約ごとの総額のうち、それぞれ補助・交付対象となる事業費の額を記入してください。他の事業と一括して契約を行った等の場合は、マニュアル・手引きに
記載されている方法により適宜、按分した額を記載してください。

Ⅳ 実績報告事務マニュアル

1 実績報告書の作成について

(1) はじめに

実績報告書は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものであり、補助事業が申請のとおり確実に執行され、その事実に基づいて実績報告書が作成されているか、以下により厳重に確認すること。

(2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかの確認を、直接出向くなどして、できる限り補助事業を実施した事実を目視すること。

注：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実と反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

□実績報告書の審査

実績報告書の内容を次のポイントでチェックすること。

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか。

(あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は交付対象外となる。)

ウ 請求書(領収書)の内容は適正か(別紙1参照)。

(3) 提出書類

実績報告書は次の順に編さんすること。

- ① 実績報告書(交付要綱様式第15号の4)
- ② 実績収支計算書(別紙2参照)
- ③ 実績収支計算書差異表(別紙3参照)
- ④ 事業請負契約等に係る総括表(別紙4参照)
- ⑤ 事業者等からの請求書又は同領収書の写し(維持管理業務の一部を外部委託している場合)
- ⑥ その他各収支項目の実績が確認できる資料
- ⑦ 口座設置届(交付決定時と変更がある場合のみ)

(4) 提出方法

事業主体は、補助事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月1

0日のいずれか早い日までに総合通信局等へ「(3) 提出書類」に掲げる書類を提出すること。(ただし、3月分等の確定していない収支項目は見込額を記載の上、可能な限り早期の提出に努めること。実績報告書の提出時点で入手していない請求書又は領収書は、入手次第提出すること。修正期間も考慮し、締め切り日の2週間前までにドラフト版を提出することが望ましく、その後、請求や支払いが完了し、見込みと実績に乖離が生じた場合は、実績報告書を修正すること。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給ができない場合がある。)

(5) 実績報告書提出後の事務手続き

実績報告書提出後、内容を審査した上で、「令和○年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書」(交付要綱様式第16号)が送付され、これを受けて、事業主体は速やかに総務省へ「令和○年度無線システム普及支援事業費等補助金精算(概算)払請求書」(交付要綱様式第17号)を提出すること。

2 経理等について

(1) 補助金の支払い

総務省から「令和○年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書」(様式第16号)により補助金額が通知される。これを受けて事業主体では、交付要綱第15条第2項に定める「令和○○年度無線システム普及支援事業費等補助金精算(概算)払請求書」(様式第17号)を、総合通信局等を通じて提出のこと。

総務省では、提出された書類確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

(2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

事業主体又はその連携主体において、補助金事業完了後において、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第17条の規定により「令和○年度消費税額の額の確定に伴う報告書」(様式第18号)を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の事業主体は報告書の提出が必要となるので注意のこと。

(3) 補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(4) 補助事業で取得した物品の管理

離島伝送用専用線設備維持管理事業の実施に当たり、交換修理等により新規に取得した物品がある場合は、取得財産等管理台帳を作成し、管理すること。

また、各物品には、必ず「令和○年度高度無線環境整備推進事業（離島伝送用専用線設備維持管理事業）」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

（５）補助事業により取得した財産の処分

補助金にて維持管理した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ総務省の許可を得ること。

請求書（領収書）の審査について

1 はじめに

交付要綱では、「施設整備工事代金等の請求書の写し又は同領収書の写し」となっている。先に提出されている申請書に添付した見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認すること。確認にあたっては、Ⅱ 6 の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

2 請求書（領収書）の内容について

(1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

ア 請求書は、実際に事業を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとする。

イ 請求書は、請求額を記載した「請求書かがみ」と積算根拠の詳細がわかる資料を提出すること。内容については、補助対象と補助対象外の費用按分等がわかる資料と交付申請時の見積りと請求書の内容の差異がわかるものとする。（別紙 3 を参照）

(2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時にならって審査する。ただし、以下の項目については、特に注意すること。

ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、別紙 3 の差異表に理由を記載すること。

イ 積算内容が適正か。

- ① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。
- ② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。

ウ 記載内容に誤りはないか。

① 項目別経費一覧

請求書の金額を交付要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

② 請求書かがみ

- ・事業者名（代表者名も必要）
- ・日付（請求日は市町村での検収後となっていること。）

エ 交付対象とならない経費が含まれていないか確認をすること。

オ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。
- ② 契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類により、交付決定後に契約が行われているか確認すること。長期保守契約等については、前年度以前に契約を行っていても差し支えない。

実績収支計算書（公設公管用）（記載例）

市町村名：〇〇県△△郡◇◇町
件名：令和7年度 無線システム普及支援事業費等補助金（高度無線環境整備推進事業のうち離島伝送用専用線設備維持管理事業）
対象離島：〇〇島
対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

交付対象額	2,860,000 円
補助金申請額	1,430,000 円

【交付対象額の算定方法】
1 経常収支が黒字の場合
経常外収支赤字額と経常収支黒字額を合わせた**実総収支の赤字額**を交付対象額とする(実総収支が黒字の場合は、交付対象額は0円とする。)

2 経常収支が赤字の場合
以下(ア)及び(イ)の合計により求める**標準料金適用後収支の赤字額**を交付対象経費とする。
(ア) 経常収支赤字額と標準料金適用後経常収支赤字額のいずれか低い額(ただし、標準料金適用後経常収支が黒字となる場合は0円とする。)
(イ) 経常外収支赤字額(ただし、経常外収支が黒字の場合は0円とする。)

(単位：円)

項番		収支項目					交付対象・対象外合計		交付対象部分		交付対象外部分		
							金額	備考	金額	備考	金額	備考	
I		収入											
	①	経常収入					3,720,000		1,240,000		2,480,000		
		(ア)	インターネット利用料金	利用料金(月額)	年間のべ契約数(離島+本土)	年間のべ契約数(離島)	年間のべ契約数(本土)						
			下り5Mbps以下				0		0		0		
			下り5Mbps超10Mbps以下				0		0		0		
			下り10Mbps超20Mbps以下				0		0		0		
			下り20Mbps超30Mbps以下				0		0		0		
			下り30Mbps超100Mbps以下				0		0		0		
			下り100Mbps超	2,400	300	100	200	720,000	一部交付対象外	240,000	離島分(加入者数按分)	480,000	本土分(加入者数按分)
		(イ)	余剰芯線等貸付料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分(加入者数按分)	2,000,000	本土分(加入者数按分)
		(ウ)	特定財源充当(経常支出充当分)					0		0		0	
	②	経常外収入					900,000		300,000		600,000		
		(ア)	電柱支障移転補償費等					0		0		0	
		(イ)	保険金					900,000	一部交付対象外	300,000	離島分(加入者数按分)	600,000	本土分(加入者数按分)
		(ウ)	特定財源充当(経常外支出充当分)					0		0		0	
			収入計					4,620,000		1,540,000		3,080,000	
II		支出											
	③	経常支出					6,400,000		3,200,000		3,200,000		
		(ア)	保守料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分(加入者数按分)	400,000	本土分(加入者数按分)
		(イ)	施設利用料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分(加入者数按分)	2,000,000	本土分(加入者数按分)
		(ウ)	土地賃借料					0		0		0	
		(エ)	電気代					0		0		0	
		(オ)	保険料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分(加入者数按分)	400,000	本土分(加入者数按分)
		(カ)	上位回線使用料等					1,600,000		1,600,000		0	
		(キ)	電波利用料等					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分(加入者数按分)	400,000	本土分(加入者数按分)
	④	経常外支出					1,500,000		1,500,000		0		
		(ア)	電柱支障移転費					0		0		0	
		(イ)	修繕費					1,500,000		1,500,000		0	
			支出計					7,900,000		4,700,000		3,200,000	
収支		経常収支額					-2,680,000		-1,960,000		-720,000		
		標準料金適用後経常収支額					—		-1,660,000		—		
		経常外収支額					-600,000		-1,200,000		600,000		
		実総収支額					-3,280,000		-3,160,000		-120,000		
		標準料金適用後収支額					—		-2,860,000		—		

◎左記のフォーマットを参考に作成すること。

◎項目の追加は行わないこと。

●公設でケーブルテレビを運営している場合の放送部分に係る収支や一部離島を有する市町村における本土に係る収支については、交付対象外部分に計上すること。

●「全体の額」と「交付対象部分」と「交付対象外部分」の合算額が一致しているか確認すること。

●備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

●按分の結果、金額に小数点が発生する場合には、交付対象部分は切り捨て、交付対象外部分は切り上げて計算すること。

利用料金が市町村収入の場合

実績収支計算書（公設公営・指定管理事業用）（記載例）

市町村名：〇〇県△△郡◇◇町
件名：令和7年度 無線システム普及支援事業費等補助金（高度無線環境整備推進事業のうち離島伝送用専用線設備維持管理事業）
対象離島：〇〇島
対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

交付対象額 3,860,000 円
補助金申請額 1,930,000 円

項番		収支項目					交付対象・対象外合計		交付対象部分		交付対象外部分		
							金額	備考	金額	備考	金額	備考	
I		収入											
	①	経常収入					3,720,000		1,240,000		2,480,000		
		(ア)	インターネット利用料金	利用料金(月額)	年間のべ契約数(離島+本土)	年間のべ契約数(離島)	年間のべ契約数(本土)						
			下り5Mbps以下					0		0		0	
			下り5Mbps超10Mbps以下					0		0		0	
			下り10Mbps超20Mbps以下					0		0		0	
			下り20Mbps超30Mbps以下					0		0		0	
			下り30Mbps超100Mbps以下					0		0		0	
			下り100Mbps超	2,400	300	100	200	720,000	一部交付対象外	240,000	離島分(加入者数按分)	480,000	本土分(加入者数按分)
		(イ)	余剰芯線等貸付料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分(加入者数按分)	2,000,000	本土分(加入者数按分)
		(ウ)	指定管理者納付金										
		(エ)	特定財源充当(経常支出充当分)					0		0		0	
	②	経常外収入					900,000		300,000		600,000		
		(ア)	電柱支障移転補償費等					0		0		0	
		(イ)	保険金					900,000	一部交付対象外	300,000	離島分(加入者数按分)	600,000	本土分(加入者数按分)
		(ウ)	特定財源充当(経常外支出充当分)					0		0		0	
		収入計					4,620,000		1,540,000		3,080,000		
II		支出											
	③	経常支出					9,400,000		4,200,000		5,200,000		
		(ア)	指定管理料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分(加入者数按分)	400,000	本土分(加入者数按分)
		(イ)	保守料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分(加入者数按分)	2,000,000	本土分(加入者数按分)
		(ウ)	施設利用料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分(加入者数按分)	2,000,000	本土分(加入者数按分)
		(エ)	土地賃借料					0		0		0	
		(オ)	電気代					0		0		0	
		(カ)	保険料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分(加入者数按分)	400,000	本土分(加入者数按分)
		(キ)	上位回線使用料等					1,600,000		1,600,000		0	
		(ク)	電波利用料等					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分(加入者数按分)	400,000	本土分(加入者数按分)
	④	経常外支出					1,500,000		1,500,000		0		
		(ア)	電柱支障移転費					0		0		0	
		(イ)	修繕費					1,500,000		1,500,000		0	
		支出計					10,900,000		5,700,000		5,200,000		
収支		経常収支額					-5,680,000		-2,960,000		-2,720,000		
		標準料金適用後経常収支額					—		-2,660,000		—		
		経常外収支額					-600,000		-1,200,000		600,000		
		実総収支額					-6,280,000		-4,160,000		-2,120,000		
		標準料金適用後収支額					—		-3,860,000		—		

【交付対象額の算定方法】
1 経常収支が黒字の場合
経常外収支赤字額と経常収支黒字額を合わせた**実総収支の赤字額**を交付対象額とする(実総収支が黒字の場合は、交付対象額は0円とする。)。

2 経常収支が赤字の場合
以下(ア)及び(イ)の合計により求める**標準料金適用後収支の赤字額**を交付対象経費とする。
(ア) 経常収支赤字額と標準料金適用後経常収支赤字額のいずれか低い額(ただし、標準料金適用後経常収支が黒字となる場合は0円とする。)
(イ) 経常外収支赤字額(ただし、経常外収支が黒字の場合は0円とする。)

- ◎左記のフォーマットを参考に作成すること。
- ◎項目の追加は行わないこと。
- 公設でケーブルテレビを運営している場合の放送部分に係る収支や一部離島を有する市町村における本土に係る収支については、交付対象外部分に計上すること。
- 「全体の額」と「交付対象部分」と「交付対象外部分」の合算額が一致しているか確認すること。
- 備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。
- 按分の結果、金額に小数点が発生する場合には、交付対象部分は切り捨て、交付対象外部分は切り上げて計算すること。

利用料金が指定管理者収入の場合

実績収支計算書（公設公営・指定管理事業用）（記載例）

市町村名：〇〇県△△郡◇◇町
件名：令和7年度 無線システム普及支援事業費等補助金（高度無線環境整備推進事業のうち離島伝送用専用線設備維持管理事業）
対象離島：〇〇島
対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

交付対象額	4,100,000 円
補助金申請額	2,050,000 円

【交付対象額の算定方法】
1 経常収支が黒字の場合
経常外収支赤字額と経常収支黒字額を合わせた**実績収支の赤字額**を交付対象額とする（実績収支が黒字の場合は、交付対象額は0円とする。）。

2 経常収支が赤字の場合
以下(ア)及び(イ)の合計により求める**標準料金適用後収支の赤字額**を交付対象経費とする。
(ア) 経常収支赤字額と標準料金適用後経常収支赤字額のいずれか低い額
（ただし、標準料金適用後経常収支が黒字となる場合は0円とする。）
(イ) 経常外収支赤字額（ただし、経常外収支が黒字の場合は0円とする。）

◎左記のフォーマットを参考に作成すること。

◎項目の追加は行わないこと。

●**利用料金が指定管理者の収入(利用料金制)の場合は、指定管理者が実際に徴収している利用料金と年間のべ契約数を入力すること。**

●公設でケーブルテレビを運営している場合の放送部分に係る収支や一部離島を有する市町村における本土に係る収支については、交付対象外部分に計上すること。

●「全体の額」と「交付対象部分」と「交付対象外部分」の合算額が一致しているか確認すること。

●備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

●按分の結果、金額に小数分は切り捨て、交付対象外部分は切り上げて計算すること。点が発生する場合には、交付対象部

項番			収支項目					交付対象・対象外合計		交付対象部分		交付対象外部分	
								金額	備考	金額	備考	金額	備考
I			収入										
	①		経常収入					3,000,000		1,000,000		2,000,000	
		(ア)	インターネット利用料金	利用料金(月額)	年間のべ契約数(離島+本土)	年間のべ契約数(離島)	年間のべ契約数(本土)						
			下り5Mbps以下					0		0		0	
			下り5Mbps超10Mbps以下					0		0		0	
			下り10Mbps超20Mbps以下					0		0		0	
			下り20Mbps超30Mbps以下					0		0		0	
			下り30Mbps超100Mbps以下					0		0		0	
			下り100Mbps超	2,400	300	100	200	900,000		300,000		600,000	
		(イ)	余剰芯線等賃付料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	指定管理者納付金										
		(エ)	特定財源充当(経常支出充当分)					0		0		0	
	②		経常外収入					900,000		300,000		600,000	
		(ア)	電柱支障移転補償費等					0		0		0	
		(イ)	保険金					900,000	一部交付対象外	300,000	離島分（加入者数按分）	600,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	特定財源充当(経常外支出充当分)					0		0		0	
			収入計					3,900,000		1,300,000		2,600,000	
II			支出										
	③		経常支出					9,400,000		4,200,000		5,200,000	
		(ア)	指定管理料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
		(イ)	保守料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	施設利用料					3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(エ)	土地賃借料					0		0		0	
		(オ)	電気代					0		0		0	
		(カ)	保険料					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
		(キ)	上位回線使用料等					1,600,000		1,600,000		0	
		(ク)	電波利用料等					600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
	④		経常外支出					1,500,000		1,500,000		0	
		(ア)	電柱支障移転費					0		0		0	
		(イ)	修繕費					1,500,000		1,500,000		0	
			支出計					10,900,000		5,700,000		5,200,000	
収支			経常収支額 ※インターネット利用料金収入を収支計算に含まない。					-6,400,000		-3,200,000		-3,200,000	
			標準料金適用後経常収支額					—		-2,900,000		—	
			経常外収支額					-600,000		-1,200,000		600,000	
			実績収支額					-7,000,000		-4,400,000		-2,600,000	
			標準料金適用後収支額					—		-4,100,000		—	

実績収支計算書（公設民営用）（記載例）

市町村名：〇〇県△△郡◇◇町
件名：令和7年度 無線システム普及支援事業費等補助金（高度無線環境整備推進事業のうち離島伝送用専用線設備維持管理事業）
対象離島：〇〇島
対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

交付対象額	1,900,000 円
補助金申請額	950,000 円

【交付対象額の算定方法】

- 1 経常収支が黒字の場合
経常外収支赤字額と経常収支黒字額を合わせた**実績収支の赤字額**を交付対象額とする（実績収支が黒字の場合は、交付対象額は0円とする。）。
- 2 経常収支が赤字の場合
以下（ア）及び（イ）の合計により求める**通常料金適用後収支の赤字額**を交付対象経費とする。
（ア）経常収支赤字額と運営委託事業者の**通常料金適用後経常収支赤字額**のいずれか低い額（ただし、通常料金適用後経常収支が黒字となる場合は0円とする。）
（イ）経常外収支赤字額（ただし、経常外収支が黒字の場合は0円とする。）

項番			収支項目	交付対象・対象外合計		交付対象部分		交付対象外部分	
				金額	備考	金額	備考	金額	備考
I			収入						
	①		経常収入	3,300,000		1,100,000		2,200,000	
		(ア)	施設貸付料	300,000	一部交付対象外	100,000	離島分（加入者数按分）	200,000	本土分（加入者数按分）
		(イ)	余剰芯線等貸付料	3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	特定財源充当（経常支出充当分）	0		0		0	
	②		経常外収入	300,000		100,000		200,000	
		(ア)	電柱支障移転補償費等	0		0		0	
		(イ)	保険金	300,000	一部交付対象外	100,000	離島分（加入者数按分）	200,000	本土分（加入者数按分）
		(ウ)	特定財源充当（経常外支出充当分）	0		0		0	
			収入計	3,600,000		1,200,000		2,400,000	
II			支出						
	③		経常支出	3,600,000		1,200,000		2,400,000	
		(ア)	保守料	3,000,000	一部交付対象外	1,000,000	離島分（加入者数按分）	2,000,000	本土分（加入者数按分）
		(イ)	施設利用料	0		0		0	
		(ウ)	土地賃借料	0		0		0	
		(エ)	電気代	0		0		0	
		(オ)	保険料	600,000	一部交付対象外	200,000	離島分（加入者数按分）	400,000	本土分（加入者数按分）
	④		経常外支出	2,000,000		2,000,000		0	
		(ア)	電柱支障移転費	0		0		0	
		(イ)	修繕費	2,000,000		2,000,000		0	
			支出計	5,600,000		3,200,000		2,400,000	
収支			経常収支額	-300,000		-100,000		-200,000	
			通常料金適用後経常収支額	—		860,000		—	
			経常外収支額	-1,700,000		-1,900,000		200,000	
			実績収支額	-2,000,000		-2,000,000		0	
			通常料金適用後収支額	—		-1,900,000		—	

◎左記のフォーマットを参考に作成すること。

◎項目の追加は行わないこと。

●公設でケーブルテレビを運営している場合の放送部分に係る収支や一部離島を有する市町村における本土に係る収支については、交付対象外部分に計上すること。

●備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

●「全体の額」と「交付対象部分」と「交付対象外部分」の合算額が一致しているか確認すること。

●按分の結果、金額に小数点が発生する場合には、交付対象部分は切り捨て、交付対象外部分は切り上げて計算すること。

実績収支計算書差異表（記載例）

市町村名：〇〇県△△郡◇◇町
件名：令和 7 年度 無線システム普及支援事業費等補助金（高度無線環境整備推進事業のうち離島伝送用専用線設備維持管理事業）
対象離島：〇〇島
対象期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

申請時額 -1,300,000
実績時額 -1,200,000

申請者の運営体制に応じた項目を記載すること。

実績時の金額が申請時から10%以上の乖離がある場合は差異理由を記載すること。

項番			収支項目	申請時	実績時	備考（差異理由）
				金額	金額	
I			収入			
	①		経常収入	3,600,000	3,700,000	
		(ア)	インターネット利用料金	600,000	700,000	……のため
		(イ)	余剰芯線等貸付料	3,000,000	3,000,000	
		(ウ)	特定財源充当(経常支出充当分)	0	0	
	②		経常外収入	3,000,000	3,000,000	
		(ア)	電柱支障移転補償費等	0	0	
		(イ)	保険金	3,000,000	3,000,000	
		(ウ)	特定財源充当(経常外支出充当分)	0	0	
			収入計	6,600,000	6,700,000	
II			支出			
	③		経常支出	6,400,000	6,500,000	
		(ア)	保守料	600,000	600,000	
		(イ)	施設利用料	3,000,000	3,000,000	
		(ウ)	土地賃借料	0	0	
		(エ)	電気代	0	200,000	……のため
		(オ)	保険料	600,000	600,000	
		(カ)	上位回線使用料等	1,600,000	1,600,000	
		(キ)	電波利用料等	600,000	500,000	……のため
	④		経常外支出	1,500,000	1,400,000	
		(ア)	電柱支障移転費	0	0	
		(イ)	修繕費	1,500,000	1,400,000	……のため
			支出計	7,900,000	7,900,000	
			経常収支額	-2,800,000	-2,800,000	
			経常外収支額	1,500,000	1,600,000	
			実総収支額	-1,300,000	-1,200,000	

※交付対象の金額を記入

＜令和〇年度 無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業(離島伝送用専用線設備維持管理事業))＞

事業請負契約等に係る総括表

No.	業者名	事業名	契約書			完了年月日	検査日
			契約日	着手年月日	完了年月日		
1	△△電気工業株式会社	〇〇市伝送路設備保守事業	令和3年4月1日	令和3年4月1日	令和4年3月31日		
	△△電気工業株式会社	変更契約	令和3年6月3日		令和4年3月31日	令和4年3月31日	令和4年3月31日

V 各総合通信局等の連絡先

○ 書類・電子データの提出先及び担当窓口の一覧（総合通信局及び沖縄総合通信事務所）

■北海道

北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

電話：011-709-2311（内線4714）

e-mail：chiiki-s@soumu.go.jp

■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

電話：022-221-0711

e-mail：seibi-toh@ml.soumu.go.jp

■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階

電話：03-6238-1694

e-mail：kanto-suisin@soumu.go.jp

■新潟県、長野県

信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎

電話：026-234-9974

e-mail：shinetsu-chiikishinko@soumu.go.jp

■富山県、石川県、福井県

北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階

電話：076-233-4431

e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第三号館

電話：052-971-9404

e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp

■滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階

電話：06-6942-8521

e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36

電話：082-222-3325

e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課

住所：〒790-8795 愛媛県松山市味酒町 2-14-4

電話：089-936-5041

e-mail：shikoku-shien@soumu.go.jp

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1

電話：096-326-7827

e-mail：h-shinkou@soumu.go.jp

■沖縄県

沖縄総合通信事務所 情報通信課

住所：〒900-8795 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館4階

電話：098-865-2304

e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp

VI Q & A

- 問 1 離島伝送用専用線設備維持管理事業に関して、一部離島地域を有する地方公共団体において、切り分け困難な本土向け光ファイバの維持管理費がある場合、どのように補助対象の収支見込額を算出すれば良いか。
- 問 2 設備更新に要する費用は補助対象となるか。
- 問 3 災害復旧整備の事業と離島伝送用専用線設備維持管理事業の併用は可能か。
- 問 4 地方公共団体が自らブロードバンドサービスを提供する「公設公営」の運営形態において、住民向けのブロードバンドサービス利用料金を安価に提供している場合、補助金額はどのようになるか。
- 問 5 地方公共団体が民間通信事業者に設備を貸付けて運営する「公設民営」の運営形態において、事業者から徴収する設備貸付料金を引下げて、住民向けのブロードバンドサービス利用料金を安価に提供させている場合、補助金額はどのようになるか。
- 問 6 本事業の実施期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までとされているが、令和 8 年度以降はどうなるのか。

問 1 離島伝送用専用線設備維持管理事業に関して、一部離島地域を有する地方公共団体において、切り分け困難な本土向け光ファイバの維持管理費がある場合、どのように補助対象の収支見込額を算出すれば良いか。

(答)

離島伝送用専用線設備維持管理事業は、地方公共団体が保有する離島内の光ファイバと当該離島に接続される海底ケーブルの維持管理に係る収支赤字の一部を補助するものである。一部離島地域の場合、本土向けの光ファイバも含めて一体的に地方公共団体に維持管理している場合もあると思われるが、その場合は、本土向けの収支は除いた上で、離島内の光ファイバと当該離島に接続される海底ケーブルの維持管理に係る収支赤字分のみを算出し、申請する必要がある。仮に切り分けが困難な収支がある場合は、収入、支出ともに、申請時点（直近で把握しているもので可。）の本土・離島を含む全加入者数に対する離島内の加入者数で案分して、対象収支額を算出すること。

また、ケーブルテレビを運営している場合、放送向けの収支は補助対象とならない。放送向けの収支は除いて、通信向けのみの収支赤字見込額を算定すること。仮に切り分けが困難な収支がある場合は、按分して通信向けの収支のみを算出すること。案分の方法や扱いは、伝送用専用線設備整備事業（無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第3条第1項第2号キ（ア）②）における扱いと同じとする。

問 2 設備更新に要する費用は補助対象となるか。

(答)

積雪、台風（強風）、落雷等による倒木、塩害、獣害等による断線、住宅の改築による張り替え、その他の災害等が原因のケーブル等の張り替え、移設、撤去に伴う経費など、修繕費用は補助対象となるが、新規整備や更新に係る費用は補助対象とならない。

問 3 伝送用専用線設備復旧事業と離島伝送用専用線設備維持管理事業の併用は可能か。

(答)

伝送用専用線設備復旧事業と離島伝送用専用線設備維持管理事業の両方を実施することはできるが、それらを一体的に経理処理することはできない。伝送用専用線設備復旧事業に係る補助金を受けた場合、当該復旧事業に係る費目は、離島伝送用専用線設備維持管理事業の補助対象から除外する。（伝送用専用線設備復旧事業を実施した場合は、離島伝送用専用線設備維持管理事業の実績報告書において、その旨記載すること。）他の国庫補助により復旧事業を実施した場合も同様とする。

問 4 地方公共団体が自らブロードバンドサービスを提供する「公設公営」の運営形態において、住民向けのブロードバンドサービス利用料金を安価に提供している場合、補助金額はどのようなになるか。

(答)

地方公共団体が自らブロードバンドサービスを提供する「公設公営」の運営形態において、住民向けのブロードバンドサービス利用料金が、総務省が定める標準料金（注）より安価である場合、標準料金による収入見込み額を前提として、補助金の補正を行う。

（注）各通信事業者の平均料金。総務省において毎年1月頃に調査を行う。よって、交付申請時と実績報告時で標準料金が異なることがあるので留意すること。

問 5 地方公共団体が民間通信事業者に設備を貸付けて運営する「公設民営」の運営形態において、事業者から徴収する設備貸付料金を引下げて、住民向けのブロードバンドサービス利用料金を安価に提供させている場合、補助金額はどのようなになるか。

(答)

地方公共団体が民間通信事業者に設備を貸付けて運営する「公設民営」の運営形態において、事業者から徴収する設備貸付料金を引下げて、住民向けのブロードバンドサービス利用料金を安価に提供させている場合、運営を委託する民間通信事業者の通常メニューの料金（第三者が確認可能なホームページ等で公表している料金）による収入見込みを前提として、補助金の補正を行う。

問 6 本事業の計画期間は、令和3年度から令和7年度までとされているが、令和8年度以降はどうなるのか。

(答)

離島地域における、光ファイバ等の維持管理に係る財政負担の状況等を踏まえ、改めて検討を行う予定である。

付録 交付要綱様式記載例

様式第1号（第6条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ ※ 殿
※申請時現在の総務大臣名を記入

○○県△△市町村長
○○ ○○

年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

令和○○年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

○○県○○郡○○町において……のために整備された伝送用専用線設備において、必要となる設備の維持管理を行う。これにより今後も……の効果が見込まれる。

2 交付を受けようとする補助金の額 金 ○○, ○○○千円

3 補助事業の概要

別紙1 第17（離島伝送用専用線設備維持管理事業の場合）

4 添付資料

- (1) 対象事業の収支赤字見込額計算書及びその算定方法を具体的に記載した資料
- (2) 目的・必要性、目標・効果、事業概要に関する事項を内容とする離島情報通信設備維持管理計画

付録 交付要綱様式記載例

別紙1

第17

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、 代表者氏名	〇〇県△△市町村 市町村長 〇〇 〇〇
施設の設置場所	1 線路設備 〇〇町〇△、×〇、□△ 2 局舎施設 〇〇町〇△1－2（〇〇町役場） ※要綱別表1に掲げる内容を記載。
事業の目的 事業の概要	〇〇県〇〇郡〇〇町において……のために整備された伝送用専用線設備において、 必要となる設備の維持管理を行う。これにより今後も……の効果が見込まれる。
収支確定予定日	令和〇〇年〇月〇〇日

(千円)

国庫補助金申請額 (収支赤字見込額 × 補助率)			収支赤字見込額
経費 区分	運用経費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

備考

付録 交付要綱様式記載例

様式第3号（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

○○県△△市町村長
○○ ○○

年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請（ 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由
○○しなければならない。	左記条件に従うことで、事業実施に困難が伴うため。

付録 交付要綱様式記載例
様式第4号（第10条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

○○県△△市町村長
○○ ○○

年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助事業の一部を変更する必要があるため、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(千円)

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
内 容	・ 事業費の額の変更 ・ 事業内容の変更 のいずれか、もしくは両方を 記載してください。 ※交付要綱第10条（1）及 び（2）を参照		〇〇災害により切断された光フ ァイバの修繕費
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	賃 借 費		
	物 品 費		
	労 務 費		
	業務委託費		
	諸 経 費		
	運 用 経 費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	合 計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

2 変更を必要とする理由

○○町において整備されている島内の光ファイバについて、○月に発生した○○災害により、光ファイバの一部が断線した。早急な通信の復旧のためこの断線の修繕を行ったため、当初想定していなかった修繕費用が追加された。

3 変更が補助事業に及ぼす影響

当初計画を変更するに当たって、本事業を行う……という目的から外れるものではなく、事業の実施に支障はないものである。

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

付録 交付要綱様式記載例

- 5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ○○, ○○○ 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

付録 交付要綱様式記載例
様式第6号（第10条第4項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

○○県△△市町村長
○○ ○○

年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止（廃止）したいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業を中止（廃止）する理由
当初、収支赤字が見込まれており、補助の申請を行っていたが、想定していない○○の収入があったため、収支が黒字に転ずることとなったため。
※中止（廃止）理由は具体的に記載して下さい。

2 経費の支出額内訳

(千円)

経 費 区 分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
賃 借 費			
物 品 費			
労 務 費			
業務委託費			
諸 経 費			
運 用 経 費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
合 計	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○

- 3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）
(1) 中止期間 令和○○年○月○日 ～ 令和○○年○月○日
(2) 完了予定日 令和○○年○月○日

付録 交付要綱様式記載例
様式第8号（第12条第1項関係）

番 号
年 月 日※

総務大臣 ○○ ○○ 殿

○○県△△市町村長
○○ ○○

年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・ 道路費					
賃借費					
物品費					
労務費					
業務委託費					
諸経費					
運用経費	○○, 000	○○, 000	○○, 000	○○, 000	○○, 000
合 計	○○, 000	○○, 000	○○, 000	○○, 000	○○, 000

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

付録 交付要綱様式記載例
様式第15号の4 (第13条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

○○県△△市町村長
○○ ○○

年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	補助金交付 実績額
国 庫 補 助 金	令和○年○月○日 ○○, ○○○ ※	—

※ 国の交付決定日及び交付決定額

2 事業の実施状況

都道府県名、市町村名、 代表者氏名	○○県△△市町村 市町村長 ○○ ○○
収支確定日	令和○○年○月○日 ※1

※1 収支金額が確定したとき（3月においては見込額）。

3 事業の目的・概要

事業の目的 事業の概要	○○県○○郡○○町において……のために整備された伝送用専用線設備において、必要となる設備の維持管理を行う。これにより今後も……の効果が見込まれる。 ※2
----------------	--

※2 事業の目的及び概要については、原則交付申請時と同様の内容を記載。変更承認申請を提出し目的及び概要が変更されている場合は、承認後の内容を記載して下さい。承認されていない計画変更は認められません。

4 事業収支総括表

(円)

	交付決定時見込額	実績額
収 入 額	○○, ○○○, ○○○ (○○, ○○○, ○○○) ※3	○○, ○○○, ○○○
支 出 額	○○, ○○○, ○○○ (○○, ○○○, ○○○)	○○, ○○○, ○○○
収 支 差 額	○○, ○○○, ○○○ (○○, ○○○, ○○○)	○○, ○○○, ○○○

付録 交付要綱様式記載例

補助対象経費	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
--------	--------------------------------	--------------

※3 変更承認されて事業費等に変更がある場合は、括弧書きで追記して下さい。（支出区分でも同様に記載して下さい。）

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 〇〇, 〇〇〇 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 実績収支計算書
- (2) 実績収支計算書差異表
- (3) その他各収支項目の実績が確認できる資料（事業者等からの請求書又は同領収書の写し等）

付録 交付要綱様式記載例
様式第17号（第15条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

○○県△△市町村長
○○ ○○

年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金の精算払（第 回概算払）を受けた
いので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）
します。

記

1 請求（返還）金額 金 ○○, ○○○ 千円也

2 内 訳
（国庫債務負担行為に係らない補助金の精算払の場合）

（千円）

経 費 区 分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額 ①－②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃 借 費				
物 品 費				
労 務 費				
業務委託費				
諸 経 費				
運 用 経 費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
合 計	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○

付録 交付要綱様式記載例
様式第18号（第17条第1項関係）

番 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

○○県△△市町村長
○○ ○○

年度消費税額の額の確定に伴う報告書

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1 補助金額（交付要綱第14条による額の確定額） | ○○, ○○○円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | ○○, ○○○円 |
| 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | ○○, ○○○円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | ○○, ○○○円 |

高度無線環境整備推進事業（離島伝送用専用線設備
維持管理事業）実施マニュアル

（ver1.6）令和7年1月発行

（問い合わせ先）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部

基盤整備促進課

電話 03-5253-5866